

「こうべ山の小学校」運営委託業務 実施要領
(公募型プロポーザル)

1. 業務名称

「こうべ山の小学校」運営委託業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

- ・ 主に小学生以下の子どもとその家族を対象とし、「森で遊んだら森がきれいになった」をテーマに、現代版の森林保全活動を実施する。
- ・ 令和4年度まで実施していた「こうべ森の小学校&森のようちえん」の理念「森の中の遊びを通じて森の大切さを実感し、理解してもらう」を継承する。
- ・ 森の中での遊びや体験を通じて、森や自然環境に興味を持ってもらい、将来、それらの維持活動に関わる人材育成を目指す。

(2) 業務内容

- ・ 上記事業目的を達成するため、下記の業務一式を執り行う。

- ① 年間計画の企画
- ② 広報発信
- ③ イベントプログラムの開催
- ④ 報告書作成

※詳細は仕様書参照

(3) 事業規模（契約上限額）

- ・ 金 5,000 千円（消費税を含む）

(4) 契約期間

- ・ 契約日から令和7年3月31日

(5) 履行場所

- ・ 主として、再度公園（神戸市北区山田町下谷上中一里山、供用面積 51.5ha）とする。
- ・ ただし、公共交通の運行時期や気候等の環境、プログラムの趣旨等を鑑み、他の履行場所を含めた提案も可能とする。

(6) 費用分担

- ・ 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に全て含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

- ・ 神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

- ・ なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

- ・ 業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。
- ・ 受注者の請求により契約額の10分の3以内の額について前金払いをすることができる。
- ・ 出来高に応じ、部分払いをすることができる。部分払いの額は、検査を受けた部分の出来高から前払い金の額の契約金額に対する割合を乗じて得た額を請求額から控除した額とする。

(3) 契約書案

- ・ 別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

- ・ 契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

- ・ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人その他団体（単体または共同企業体。共同企業体の場合は、構成する法人その他団体全てが次に掲げる(1)、(2)、(3)、(4)の要件をすべて満たしていること、かつ、うち1社は(5)を満たすこと。）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 森の手入れ、自然観察等の環境教育に係る業務について十分な技術と経験を有すること。また、本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。

5. スケジュール

(1)	実施要領の配布開始（公募開始）	令和6年3月29日（金）
(2)	質問期限	令和6年4月12日（金）17時
(3)	質問への回答	令和6年4月19日（金）（予定）
(4)	参加表明書の提出期限	令和6年4月26日（金）17時

(5)	企画提案書の提出期限	令和6年5月15日(水)17時
(6)	企画提案会 (プレゼンテーション審査)	令和6年5月20日(月)～24日(金) のいずれか1日(予定)
(7)	委託予定事業者の決定	令和6年5月下旬(予定)
(8)	契約締結	令和6年5月下旬(予定)

6. 応募手続き等に関する事項

本募集に応募を希望する者の受付手続き等は以下の通りとする。「4.応募資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 実施要領の配布

ア. 配布期間

- ・ 令和6年3月29日(金)

イ. 配布方法

- ・ 本市ホームページの「事業者募集」のページからダウンロード。(郵送による配布は行わない。)

<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>

※ ダウンロードできない場合にはメールにて送付するので、下記「11.問い合わせ及び書類の提出先」記載の電子メールアドレスまで問い合わせください。

ウ. 配布資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領(本書)
- ② 仕様書
- ③ 契約書案(頭書及び委託契約約款)
- ④ 参加表明書(様式1号)
- ⑤ 質問書(様式2号)
- ⑥ 神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式3号)
- ⑦ 共同企業体結成届出書(様式4号)

(2) 参加表明

ア. 受付期間

- ・ 令和6年3月29日(金)から令和6年4月26日(金)17時まで(必着)

イ. 受付方法

- ・ 別紙「参加表明書」(様式1号)に必要事項を記載の上、下記「11.問い合わせ及び書類の提出先」記載の電子メールアドレスまで送付すること。

※ 参加表明書を受け取った翌日(休日の場合は翌営業日)までに、各応募者の担当者宛に参加表明の確認を電子メールで連絡するので、電子メールが届かない場合は問い合わせてください。

7. 本公募に関する質疑

(1) 提出期限

- ・ 郵送、持参または電子メールにより、令和6年4月12日（金）17時まで（必着）
※ 持参による場合の受付時間は、開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時から12時まで及び13時から17時まで。

(2) 提出場所

- ・ 神戸市建設局公園部森林整備事務所（神戸市北区山田町下谷上字中一里山4-1 再度公園内）

(3) 提出書類

- ・ 質問書（様式2号）

(4) 質問に対する回答

- ・ 回答日：令和6年4月19日（金）（予定）
- ・ 回答方法：全ての質問をとりまとめ、質問者を特定しない形式で、神戸市ホームページの「事業者募集」のページ内に掲載する。質問が無かった場合は、その旨を掲載する。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>

8. 応募（企画提案）の手続き

(1) 提出方法及び期限

- ・ 郵送、持参または電子メールにより、令和6年5月15日（水）17時まで（必着）

(2) 提出場所

- ・ 神戸市建設局公園部森林整備事務所（神戸市北区山田町下谷上字中一里山4-1 再度公園内）

(3) 提出書類

- ・ 次の①～⑨に掲げるものを、紙及びデータ（PDF形式）で提出すること。
※ データ容量が大きく、送付できない場合は連絡すること。

- ① 会社概要・団体概要（様式任意）
- ② 登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】
- ③ 国税の納税証明書（その3の3）【写し可】
- ④ 印鑑証明書【原本】
- ⑤ 神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式3号）
- ⑥ 共同企業体結成届出書（様式4号）
- ⑦ 見積書（巻末の参考様式を参考に内訳も明記すること）
- ⑧ 企画提案書
- ⑨ その他補足資料

<注意事項>

- ・ ①～⑤は、共同企業体の場合は構成員すべてについて提出すること。
- ・ ②～④は提出日時点で発行日より3か月以内のものであること
- ・ ②～⑤は、令和5年度神戸市競争入札参加資格を有することの分かる資料を提出した場

合は、提出省略可。

- ・ ⑥は、共同企業体を結成する場合のみ提出すること。

(4) 作成要領

- ・ 企画提案書は下記の構成例を参考にすること。(必要に応じて、項目を追加、順番や名称を変更してよいが、必ず下記項目に該当する内容を含むものとする。)
- ・ 予算内で追加提案をしてもよい。

【企画提案書 構成例】

1. 事業者概要 (類似業務の実績も含めること)
2. 活動概要、基本方針 (全体的な考え方、PR 点、等)
3. 業務実施体制 (運営方法、事業の進め方、安全管理、等)
4. プログラム案
 - (1) 年間プログラム予定表
 - (2) 各プログラム概要※想定参加者数を設定すること。
5. 広報発信

9. 選定方法、結果の通知、公表、契約

(1) 提出資料に関して、不明点があればヒアリングを実施する。

(2) 事業者選定の方法

- ・ 企画提案会において提出された企画提案書等に基づいてプレゼンテーションを行うこと。その内容について(5)に掲げる評価基準によって評価し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。
- ・ 企画提案会の日時、場所については、参加表明書の提出者全員に E メールにて通知する。
- ・ 評価点の合計が 5 割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。提案事業者が 1 者であっても同様の扱いとする。
- ・ 委託予定事業者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議を行う。
- ・ 委託予定事業者の辞退又は協議不調のときは、企画提案会における選定で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- ・ 各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により順位を決定する。

ア) (5)に掲げる評価項目のうち「3.業務実施体制 a.運営体制」と「4.プログラム案」の合計点数が最も高い者

イ) 前項が同点の場合、同評価項目のうち「3.業務実施体制 b.安全管理体制」の点数が最も高い者

ウ) 前項が同点の場合、同評価項目のうち「5.広報発信」の順に点数が最も高い者

(3) 企画提案会（プレゼンテーション審査）

① 日時：令和6年5月20日（月）～24日（金）のいずれか1日に実施（後日連絡）

② 場所：神戸市役所内（後日連絡）

③ 内容：企画提案書（様式自由）等による質疑応答を含むプレゼンテーション

（15分程度、質疑応答は別途）

※ 説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

(4) 選定結果の通知および公表

- ・ 令和6年5月下旬に、応募書類の提出者全員に結果を通知するとともに、本市ホームページにて公表する予定。

(5) 評価基準と配点

- ・ 下記の項目について、各委員が80点満点で評価する。これに事務局が事務的に採点する地元企業に対する加点および価格点（下記「4.事業者に関する項目 b.地元企業に対する加点」、「6.見積書 価格点」5点満点）を加え、100点満点とする。

評価項目		評価の着目点	配点
1. 事業者に関する項目	a. 業務実績	業務を任せるに足る実績があるか。	10点
	b. 地元企業に対する加点	下表の基準により採点。（事務局採点）	10点
2. 活動概要、基本方針		発注者の意図を理解しているか。事業目的を満たしているか。	10点
3. 業務実施体制	a. 運営体制	①十分な運営体制が設定されているか。運営方法、事業の進め方に無理はないか。 ②プログラムあたりの講師、スタッフの想定人数は十分か。また、確保方法に無理はないか。	15点
	b. 安全管理体制	想定されるリスクに対し、十分な対応が検討されているか。	10点
4. プログラム案	a. 規模	プログラムの回数、想定参加人数、活動場所等、規模は十分か。	10点
	b. 内容	楽しそうか。わくわく感があるか。事業目的を満たしているか。	15点
5. 広報発信	手段、内容	想定する参加者数を確保するために十分な方法が検討されているか。	10点
6. 見積書	価格点	最低見積価格…10点、次点…5点、次々点以下…0点（事務局採点）	10点

※地元企業に対する加点の採点方法

単独企業による	本店が神戸市内にある場合。	10点
---------	---------------	-----

応募の場合	支店が神戸市内にある場合。	5点
	本店も支店も神戸市外にある場合。	0点
共同事業体による応募の場合	全ての構成企業の本店が神戸市内にある場合。	10点
	半数以上の構成企業の本店が神戸市内にある場合。 または、構成企業の全ての支店が神戸市内にある場合。	5点
	上記に当てはまらない場合。	0点

10. その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 市は、選定結果の如何に拘らず、提出書類を返却しないものとする。
- (3) 市は、提出書類を、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書が以下の条件のいずれかに該当する場合は、本選定に参加できないものとする。
 - ① 提出期限を過ぎてから提出されたもの
 - ② 提出物に不足があるもの
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (5) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (6) 委託契約の締結については、所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (7) 応募後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本公募への参加は無効とする。

11. 問い合わせ及び書類の提出先

〒651-1102 神戸市北区山田町下谷上中一里山 4-1 再度公園内

神戸市建設局公園部森林整備事務所

電話：078-371-5937

FAX：078-371-1087

電子メールアドレス：shinrin_seibi@office.city.kobe.lg.jp

「こうべ山の小学校」運営委託業務 見積内訳

項目	数量	単価	金額	備考
年間計画	1 式			
広報発信業務	1 式			
プログラム開催	回			
報告書作成	1 式			
業務価格				
消費税（10%）				
業務費				

※部分払いを希望する場合は、出来高が分かるよう明細書を作成すること。

※各項目ごとに別途、単価の明細を作成してもよい。

※「プログラム開催」については、プログラムごとに単価を変えてもよい。